

健康保険証の適正な使用について

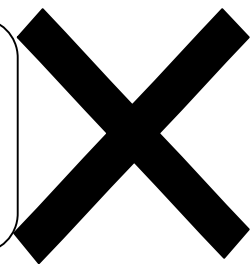
全国健康保険協会愛媛支部

健康保険証を使えるのは退職日までです。

退職後に健康保険証を使って受診された場合は、全国健康保険協会が負担した医療費（総医療費の7割から9割）等を返還していただくことになります。

間違って健康保険証を使ったケース

- ・月単位で保険料を払っているのに、月末まで使えると思った。
- ・健康保険証が使えないことを家族に伝えていなかった。
- ・新しい健康保険証ができるまで使っていた。



退職後は、健康保険証をすみやかに事業主へご返却ください。

ご家族の健康保険証も忘れずに！ご家族が県外などにお住まいで返却が遅れる場合は、健康保険証を使わないようにお伝えください。

新しい健康保険（任意継続や国民健康保険等）の加入手続きをすみやかに行いましょう。

退職後に医療機関を受診される場合は新しい健康保険証を提示しましょう。手続き中で新しい健康保険証を提示できないときは、医療機関へ退職のため健康保険が変更になることを告げて受診してください。その際、一度、医療費の全額を医療機関に支払い、新たに加する健康保険へ請求し払戻しを受ける仕組み（療養費制度）があります。詳しくは新たに加する健康保険へご確認ください。（退職後の新たな健康保険への加入手続きが遅れると加入そのものが出来なかったり、給付を受けられない場合がありますのでご注意ください。）

退職後の健康保険については、裏面をご参照ください。

退職後の健康保険制度へのご加入は、3つの選択肢があります。

在職時の健康保険の任意継続

市区町村の国民健康保険

ご家族の健康保険(被扶養者)

加入条件や毎月納める保険料などに違いがあるため、ご加入する前には、各制度を比較のうえ手続きされますようお願いいたします。

	健康保険の任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
加入条件	資格喪失の前日(退職日)までに被保険者期間が2ヵ月以上あること。(1)	他の健康保険に加入していないこと。	ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たしていること。
加入期間	被保険者の資格を取得した日から2年間。	他の健康保険に加入していない期間。	被扶養者として認定されている期間。
保険料	退職時の標準報酬月額(上限28万円)にお住まいの都道府県別の保険料率を乗じた額となります。(40歳以上65歳未満の方は介護保険料が加算されます) 保険料は全額自己負担となります。 保険料は原則2年間変わりません。(保険料率に変更される場合などを除きます)	前年の所得や加入者数によって決定されます。 非自発的失業者は保険料が軽減されます。(2) お住まいの市区町村により保険料額が異なりますので、詳しくは市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	健康保険制度全体から拠出されるため、被扶養者の保険料負担はありません。
申請手続き	資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内にお住まいを所管する協会けんぽ都道府県支部に資格取得申出書をご提出ください。	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課でお手続きください。	健康保険に加入されているご家族が事業主を経由してお手続きください。

1 退職したときの会社で2ヵ月以上被保険者期間がなかった場合でも、健康保険の被保険者期間(全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険に加入していた期間で、任意継続被保険者期間を除く)が1日も間を空けることなく2ヵ月以上あれば、任意継続に加入することができます。

2 非自発的失業者は、雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により離職した方)及び、特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)が対象となります。

退職後の健康保険について、詳しくは加入される健康保険の手続き先へご確認ください。

健康保険の任意継続については、協会けんぽ愛媛支部ホームページをご参照いただくか、直接お電話ください。

全国健康保険協会愛媛支部 089-947-2109
(8:30~17:15 土日祝日・年末年始を除く)